行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年6月9日		京都府京都市西京区 牛ケ瀬奥ノ防町23番地 第2コーポ藤岡101	本店	京都府京都市西京区 牛ケ瀬奥ノ防町23番地 第2コーポ藤岡101	輸送施設の使用停止 (10日車)	第17条第3項	令和4年2月22日、公安委員会からの通報を端緒に 監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載 運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受 け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1	1
令和4年6月14日	有限会社ワイズ(法人番号 3120002065803)代表者山本 康史	大阪府大阪市東住吉 区杭全6丁目8番24号	本社		輸送施設の使用停止(100日車)	第17条第1項第1号	令和3年12月13日及び令和4年1月27日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。9件の違反が割められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の連守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則動車の運守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則等3条等4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(4)点呼の実施違反【未更施】(安全規則第7条第1項(安全規則第7条第1項(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)重転者1項(2)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車で名規則第1条の不備】(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車で行う指導及び監督と記載を1000年では、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車で記載を1000年では、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車での連転者に対する1条第1項、(9)指導監督告示」による運転者に対する特別なび監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な影響違反「企業を14年では、(9)を14年では、14	10	10

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
	松本運送有限会社(法人番号6120002039928)代表者松本圭次郎		本社	大阪府大阪市生野区 巽南2-11-27	輸送施設の使用停止(60日車)	第9条第3項前段	令和3年11月17日及び同年12月16日、公連会の高年12月16日、公連会員会からの通報を端緒に監査を実施。13件の違反化営業所に配置する事業計自動車運見を関連を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を		6

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年6月14日	ダイイチ興業株式会社(法人番号8140001046327)代表者兼本吉雄		神戸本社	兵庫県神戸市番地	輸送施設の使用停止(210日車)	貨物目動車連送事業法第9条第1項	令和3年11月30日、同年12月14日、令和4年1月26日及び同年2月17日に前回行政公の一定月17日に前回行政公の違反分の違反計算的。20件の過度が見受けられなかったことを端業所立ている。20件の違反が認められた。(1)が認められた。(1)が認められた。(1)が認められた。(1)が認められた。(1)が認められた。(1)が認められた。(1)が認められた。(1)が認められた。(2)が認められた。(2)は物自動車運送2条第1項第2号する多業所に規定しての数違反【20世界で認定を表験第1項第2条第に対しての数違反【20世界の記述を表別で認定を表別で認定を表別で認定を表別で認定を表別で認定を表別で認定を表別で認定を表別で認定を表別で認定を表別で認定を表別で認定を表別で認定を表別で認定を表別で認定を表別で表別を表別で表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	21	21

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	営業所 点数
令和4年6月22日	株式会社スマイル引越セン ター大阪南(法人番号 4120101028420)代表者永野 隆介	大阪府松原市一津屋3 丁目7番14号	本社	大阪府松原市一津屋3 丁目7番14号	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定 に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件 に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和4年6月22日		大阪府大阪市淀川区 宮原1丁目2番10号	本社	大阪府茨木市島4丁目 23番3号	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和4年6月24日	有限会社山長運輸(法人番 号4120102012522)代表者山 本聖一		本社	大阪府大阪市住之江 区南港南3丁目13番17 号	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年10月4日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)「貨物的られた。(1)「貨物的られた。(1)「貨物的られた。(1)「貨物的自動車運送事業の事業用自動車の運転差の勤務時間及び乗等時間に係る基準」(以下「安全規則)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施〕(安全規則第7条第1項~第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の不信。(安全規則第10条第1項)、(5)「貨的計事運送事業者が事業者が事業局」(以び監督の指針等)で、(5)「貨的計算等。(5)「貨的計算等。(5)「貨力による運転者に対する特別が10条第1項、(6)打運転適性診断受診護務違反【運転適性診断管理方の事務。(6)指導監督性診断受診養務違反【運転適性診断管理方の事務。(7)運転適性診断管理方の事務。(8)時間対象の要件違反(安全規則第18条第3項)、(8)指導上、(5)による運転者に対する特別の要件違反(安全規則第18条第3項)、(8)指導上、(9)使金全規則第18条第3項)、(9)使法、同工工工、(9)使法、(9)使法、(9)使法、(9)使法、(9)使法、(9)使法、(9)使法、(9)使法、(9)使法、(9)使法、(9)使法、(4)以下、(5)以	8	8

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年6月29日	ワイライン株式会社(法人番 号8150001019538)代表者鈴 木洋祐		本社		輸送施設の使用停止(130日車)		令和3年11月30日、同年12月21日及び令和4年1月20日、公安委員会からの通知を端緒に監査変更制を施。10件の違反が認められた。(1)事業計位置後居出違反[営業所又は荷扱所の名称、位置6区東第所及び運輸局長が指援所の名称、位置6区東東區送のみに係るもの及び運輸局長が指貨物自長が指貨物自力。(2)「貨物自動車運送事業の上に不可能のでは10分割に10分割のでは10分割ので10分割の10分割ので10分割ので10分割ので10分割ので10分割ので10分割ので10分割ので10分割ので10分割ので		13

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	営業所 点数
令和4年6月29日	有限会社石川運輸商事(法人番号3122002017024)代表者海老海玉子		本社	大阪府八尾市南本町7丁目4番16号1	輸送施設の使用停止(305日車)		令和2年10月16日、同年10月20日に関係機関からの情報を端緒に監査を実施。13件の違反付の違反的的相談に(1)「貨物自動車運送事業の事業の事業の事業の事業の事業の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る名人。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(4)整備違反【定期点検整備支援、(4)整備博則第3条の2、(5)点呼の記録違反【記録】(安全規則第3条の4)、(5)点呼の記録違反【記録】(安全規則第3条の4)、(5)点呼の記録違反【記録】(安全規則第3条の4)、(5)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等)、(7)運行記録置下よる記録「安全規則第7条第5項)、(6)重転計に当時では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個		31